

公正採用選考人権啓発推進員研修

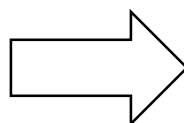
— 公正な採用選考をめざして —

厚生労働省 青森労働局職業安定部職業安定課
職業安定課長 南 士氏

公正採用選考人権啓発推進員

厚生労働省では、

- ・ 就職差別につながることを発生させないため
- ・ トラブル無く採用選考が実施されるため
- ・ 公正な採用選考を実現するため

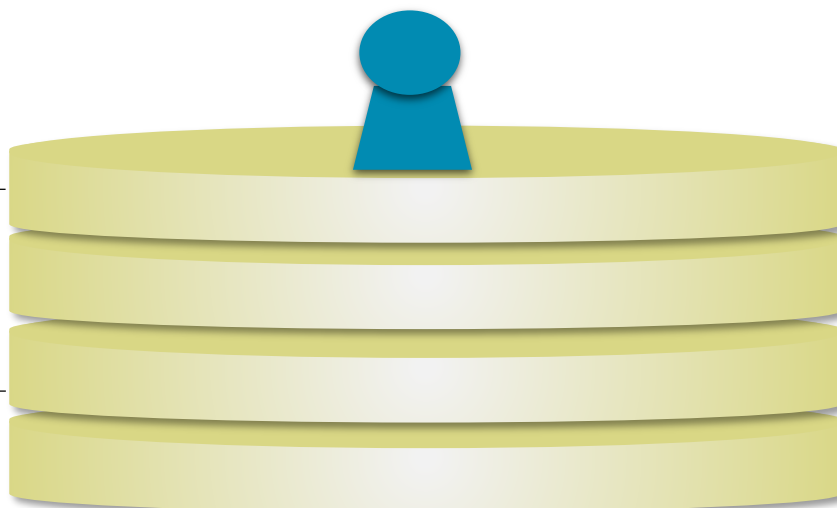


「公正採用選考人権啓発推進員」
の選任をお願いしています！

事業所内での旗振り役

企業トップ・役員
面接担当者へ周知

採用選考
システムの制定



ハローワークとの連携窓口

研修会へ参加

公正な採用選考の基本

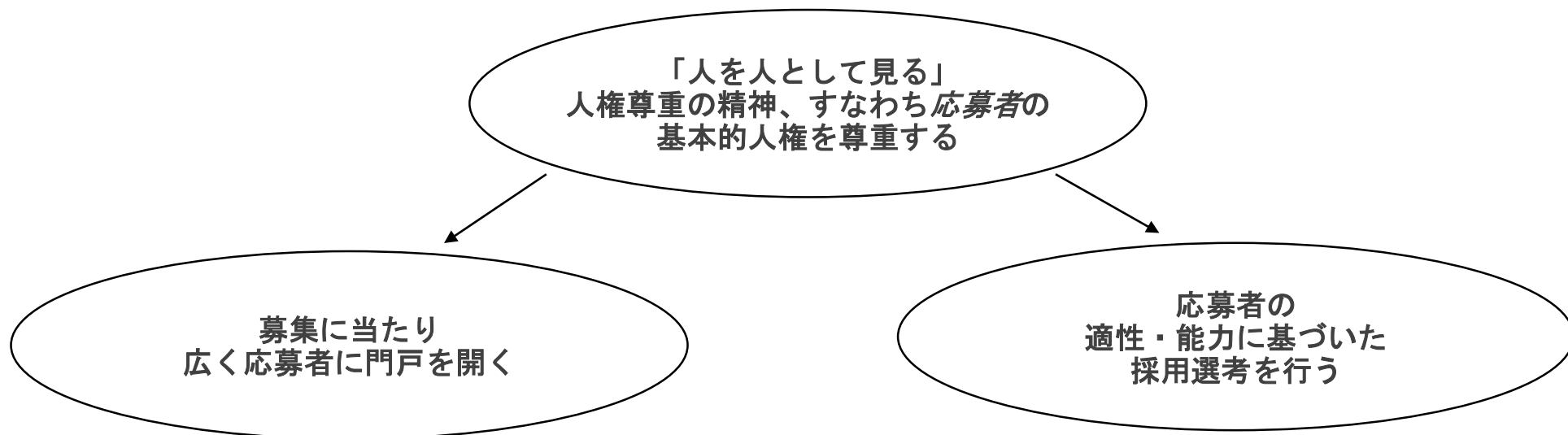
日本国憲法

第14条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

企業にも「採用の自由」が認められているが

応募者の基本的人権を侵してまでの自由が認められているわけではなく、憲法を尊重し、「職業選択の自由」すなわち「就職の機会均等」を実現するため、**「公正な採用選考」**を行うことが必要です！



採用選考時に配慮すべき事項

— 就職差別につながるおそれのある14事項 —

本人に責任のない事項	<ol style="list-style-type: none">1. 本籍・出生地2. 家族3. 住宅状況4. 生活環境・家庭環境
本来自由であるべき事項 (思想・信条にかかわること)	<ol style="list-style-type: none">5. 宗教6. 支持政党7. 人生観・生活信条8. 尊敬する人物9. 思想10. 労働組合（加入状況や活動歴など）、学生運動などの社会運動11. 購読新聞・雑誌・愛読書
採用選考の方法	<ol style="list-style-type: none">12. 身元調査の実施13. 本人の適性・能力に基づかない事項を含んだ応募書類（社用紙）の使用14. 合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断

少なくとも上記事項については「聞かない」・「行わない」を徹底しましょう

本人に責任のない事項に踏みいりかねない質問例



1. ご家族の職業はなんですか？ご兄弟はいらっしゃいますか？
2. 出身は何県（何市）ですか？
3. 国籍はどこですか？

【解説】

1. 話しやすい話題として「家族」に関する事を聞くケースが見受けられますが、家族のことで採否が決まるのではないかという不安を抱かせたり、応募者それぞれの家庭事情に立ち入ってしまうことにも繋がります。
2. 出身やどこで育ったかということは、本人の適性・能力とは関係ありません。
また、戸籍謄（抄）本や本籍が記載された住民票の提出を求めることは、出生地等を理由にした差別に繋がるおそれがあります。
3. 採用選考段階で「在留カード」を提示させることは国籍などの関係ない事項の把握につながり、採否決定に偏見が入り込んだりするおそれがあります。
就労資格の確認は口頭などでおこなうようにし、内定後に「在留カード」の提示を求める配慮が必要です。

《本来自由であるべき事項》

宗教

人生観

思想
・信条

愛読書

支持政党

尊敬する
人物

労働組合
学生運動

不適切なおそれのある事例②

本来自由であるべき事項を尋ねるような質問例

!

1. 家の宗教はなんですか？
2. 選挙ではどこに投票しましたか？
3. 購読新聞・愛読書はなんですか？

【解 説】

1. 「思想の自由」「信教の自由」を尊重し、これを尋ねるような質問は採用選考に持ち込まないことが重要です。
2. 選挙での投票行動等の政治的な活動に対する質問については思想・信条にかかわることにつながる可能性があることから面接での質問としては適切ではありません。
3. 購読新聞や愛読書も思想・信条を把握してしまうおそれがあります。
応募職種に関連する専門書等に対する意見を求める場合は、質問意図が分かるように的確な質問を行うようにしましょう。

不適切なおそれのある事例③

採用選考の方法の例



1. 身元調査の実施
2. 適性・能力の確認に必要な項目のあるエントリーシート等の使用
3. 職種に関係なく健康診断書を一律に提出させる

【解説】

1. 「身元調査の実施」は家庭環境などの本人に責任のない事項を把握したり、無責任な偏見等の情報が入り込んだりして、結果として就職機会が不当に閉ざされることにもなりますので、実施しないようにしてください。
2. 「本籍」「家族の勤務先」「既往歴」など選考時には必要ない情報を記載させる応募用紙を、なんとなく過去から踏襲したまま使用していませんか？
3. 労働安全衛生規則上の「雇入時の健康診断」は入職後の健康管理に役立てるものであり、採用選考時に実施することを義務づけたものではありません。
一方、業務遂行のため、確認することに合理性がある場合も考えられます。

〈合理的必要性があると考えられる例〉

- 食品製造工程で、直接アレルギー食品に触れることがあるため、食品に対するアレルギーを確認する場合
- 配送業務で、失神等安全運転に支障をきたすような発作等を確認する場合

※作業方法や疾患の程度によっては業務遂行が可能であるため、単に病名や疾患の有無のみで判断しないようにしましょう

不適切なおそれのある事例④

その他

!

1. 短所を教えてください
2. 制服用意のため、スリーサイズを記入してください

【解説】

1. 応募者が身体的特徴や健康状況を短所として考えている場合は、聞く側にそのつもりがなくても把握しかねない可能性があります。

〈 聞きたい事を明確に伝える 〉

- 「学生生活（前職）で直面した困難な出来事に対してどう工夫して対応しましたか？」
などの形を変えた聞き方を検討しましょう

2. 差別的につながり得る情報であり、法令でも原則収集することが認められていません ※後述P17
制服であれば採用決定後の確認でよく、更にサイズ（S/M/L等）希望を聞くだけで十分です。
どうしても面接時に確認する必要がある場合は、その必要性を応募者へ事前に伝えるようにしましょう。

不適切なおそれのある事例④

その他

!

3. 男性と記入がありますが、服装が女性らしいですね？（性的マイノリティに関すること）
4. 性別適合手術はしていますか？（本人がカミングアウトした場合）

【解説】

3. カミングアウト（性的マイノリティであることを明かすこと）するかは本人の自由であり強制されることではありません。

なお、カミングアウトされた場合も、本人の許可無く他の社員等の第三者に暴露（アウトティング）することがないように十分注意しましょう。

〈「性同一性障害」とは〉

身体的な性と性自認が異なり、困難を抱える場合に医学的な診断がなされる場合の診断名です。いわゆるLGBT等であることが病気や障がいだという認識は誤りです。

4. トランスジェンダーであることを本人が明かした場合、質問したいことが出てくる場合もあります。

しかし、業務のために確認が必要な場合も、正しい知識を持ち、プライバシーに配慮した質問をすることが必要です。業務とは関係ない興味本位な質問はしないようにしましょう。

〈業務上確認が必要な場合〉

まずは本人の希望を傾聴することが重要です。

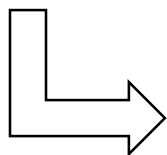
トイレや更衣室等、本人の働き方への配慮のため確認したい場合は、その意図を事前に伝えたくうえで質問するようにしましょう。

不適切なおそれのある事例⑤

— 14 事項以外にも —

代表的な例を挙げましたが

「適性・能力に関係ない事項を把握しかねない例」は挙げていくと限りがありません。



業務遂行に必要な適性・能力とは、

業種・業務内容や各企業の労働環境等によっても異なるもの

なので、自社の実情をしっかりと検討した上で個別に判断する必要があります。

確認したい事項がある場合は

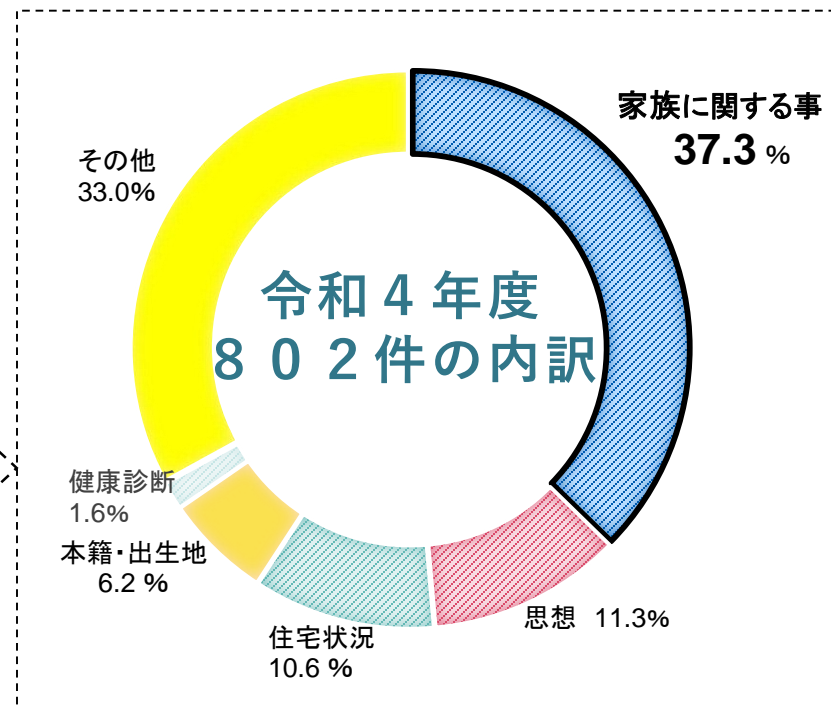
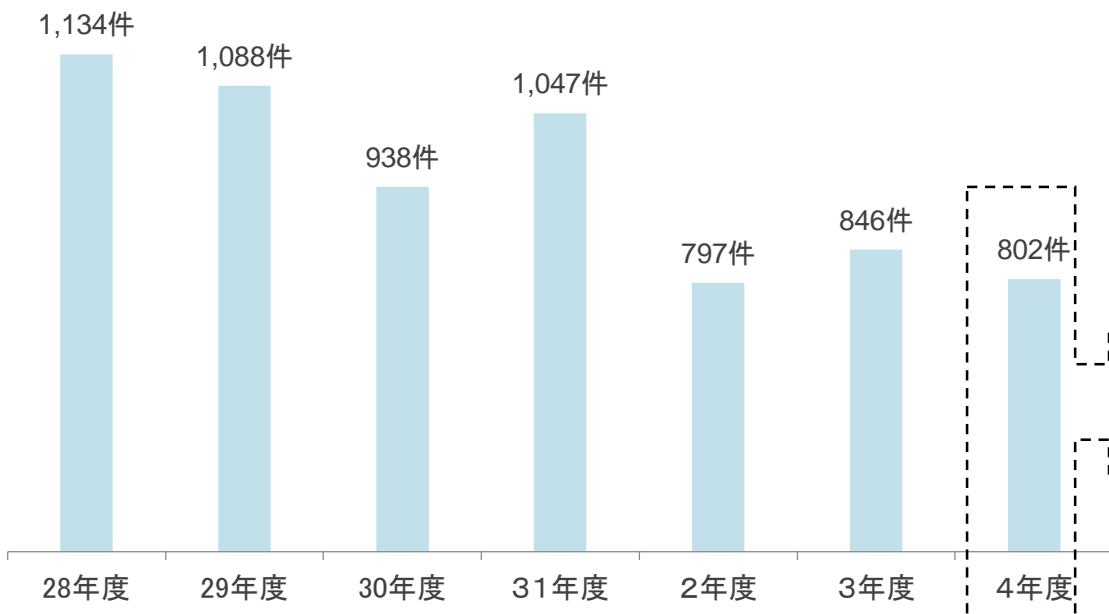
- ☑ なぜその情報が必要なのか？
- ☑ 応募者に理由を説明できるか？
- ☑ 客観的に見て真に必要と判断して貰えるか？

という事を再確認しましょう！

採用選考は、「企業と求職者」**相互**のマッチングの場であるという意識で臨むことが重要です。

就職差別につながるおそれのある事例

〈ハローワーク等で把握している件数（全国計）〉



➤ 令和2年度から、就職差別につながるおそれのある事例は800件前後の件数で推移。

➤ 「その他」… 「恋人の有無」や「結婚予定」、「容姿に関する事」等

➤ 「家族に関する事」が圧倒的に多い

親の職業や家族構成など、応募者の緊張をほぐすための日常会話として聞いているケースが考えられる。

しかし、応募者は面接で聞かれる事柄全てが採用基準となるものと考えていることに留意。

求職者等の個人情報の取扱い

職業安定法では、労働者の募集業務等の目的の達成に必要な範囲内で、募集に応じて労働者になろうとする者等の個人情報を収集、保管、使用しなければならない旨規定しています。（職業安定法第5条の5）

また、併せて、法に基づく指針が公表され、原則として収集してはならない個人情報等を規定しています。（平成11年労働省告示第141号）

次の個人情報の収集は原則として認められません

- 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項
 - ・ 家族の職業、収入、本人の資産等の情報
 - ・ 容姿、スリーサイズ等差別的評価につながる情報
- 思想及び信条
 - ・ 人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書
- 労働組合への加入状況
 - ・ 労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する情報

個人情報の収集は、本人から直接又は本人の同意の下で収集することが原則です！

労働分野における主なCSRへの取組

- ✓ 労働関係法令の遵守（コンプライアンス）
- ✓ 人種、社会的身分、障がい、疾病、性的指向・性自認などによる差別的取扱いをしない
- ✓ 募集・採用または採用後における個人情報保護の徹底
- ✓ 職場における差別的言動、セクハラ、パワハラをしない など

ソーシャルメディア時代の今だからこそ！

面接等での対応がSNS等から拡散され、企業イメージの低下につながる場合もあります。
そのような事にならないためにも、採用活動に細心の注意を払う事が重要です

採用方針・採用計画の検討

— 募集時の留意点 —

明確化された「人物像」に見合った募集条件、提出書類であることが重要です！

募集

① 応募条件の提示

✓ 「採用基準」に基づき「応募条件」を示しますが、職務に関係ない要素で不合理に制限を設けていませんか？



「〇〇市在住限定求人」など ⇒ 居住地域による差別につながるおそれがあります

「心身共に健康な方募集！」など ⇒ 障害や病気のある人を排除しうる表現がないか注意が必要です

② 応募の受付

✓ 履歴書、エントリーシートによって応募の意思表示をしますが、その他、応募時点で必要以上に求めていますか？



「住民票」 ⇒ 本籍・出生地等の把握につながるおそれがあります。雇用管理に必要な場合は採用後に収集しましょう。

「健康診断」 ⇒ 業務遂行上必要な情報以上の健康状態等を把握するおそれがあります。

身元保証人について

- 身元保証人の確保がネックとなり、応募者が集まりにくくなる場合もあります。
- 応募者に広く門戸を開くことから、真に必要なものなのか改めて検討してみてください。



身元保証人の責任は「身元保証ニ関スル法律」により制限されています。

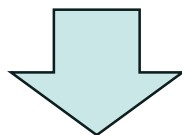
③適正な応募書類

〈中学・高校卒業予定者〉

- ✓ 中学、高校卒業予定者の応募書類はそれぞれ、全国的に定められているものがあります。
中学＝「職業相談票（乙）」、高校＝「全国高等学校統一用紙」を使用します。

〈大学卒業予定者・一般求職者〉

- ✓ 定められた応募書類はありませんが、厚生労働省では公正な採用選考の観点から「新規大学等卒業予定者用標準的事項の参考例」「厚生労働省履歴書様式例」の使用を推奨しています。



- ✓ 企業独自にエントリーシート等を作る場合も、これらの様式例を参考にして、不適切な項目のない応募書類を示すようにして下さい。

〈厚生労働省履歴書様式例〉 令和3年5月公表

厚生労働省で新たな様式例を作成しました

※ 一般的によく知られているJIS規格の履歴書様式は現在、存在しません。

《旧 JIS規格履歴書との違い》

1. 性別欄は任意記載欄

性自認には多様な在り方があることから〔男・女〕の選択式から、未記載も可能とする、任意記載欄としています。

履 歴 書		年 月 日現在	写真をはる位置
ふりがな 氏 名			写真をはる必要が ある場合 1. 縦 横 2. 本人半身胸から上 3. 裏面のりづけ
	年 月 日生 (満 歳)	※性別	
ふりがな			電話

2. 「通勤時間」「扶養家族数」「配偶者」「配偶者の扶養義務」の4項目は設けていません

これらの項目から類推して把握していたような項目は、
○「残業や休日出勤をお願いする場合がありますが可能でしょうか？」

○「緊急対応のため、当番制で〇〇分以内の出勤対応の必要がありますが、対応可能ですか？」

のように、聞き方に配慮して確認してください。

志望の動機、特技、好きな学科、アピールポイントなど		通勤時間 約 時間 分	
		扶養家族数 (配偶者を除く) 人	
配偶者 ※ 有・無	配偶者の扶養義務 ※ 有・無		
本人希望記入欄 (特に給料・職種・勤務時間・勤務地、その他についての希望などがあれば記入)			

右記4つの欄を削除

補足

内定後・採用決定後

□ 内定等について

- ✓ 内定を出す場合や「入社承諾書」を求める場合に、一方的に企業側に都合のよい条件になっていませんか？
- ✓ 合理的でない取消条件・留保条件をつけることのないようにすることが求められます。

□ 内定者等の個人情報

- ✓ 採用後であるからといって、どんな書類を収集しても良いというものではありません。
- ✓ 従業員の居住確認や保険手続き、扶養手当等の支給条件の確認など、雇用管理上必要な情報以上の把握はしないよう気を付けましょう。
- ✓ 例えば、「戸籍謄（抄）本」「本籍含む住民票」など求めている場合、本籍は本当に必要か検討しましょう。

個人情報保護法においても、個人情報の適切な取扱いが求められており、

- ! その観点からも、雇用管理に必要な範囲を超えて把握収集したり保管などをしないことが重要です。従業員に関する情報も、同法の規律に従って取り扱う必要があります。

採用後も、公正な採用選考の考えに基づき

会社にとって重要な社員の基本的人権を尊重した、雇用管理を意識しましょう。

- ◆ 職務遂行に必要な「適性」・「能力」に基づいた選考方法となっているか再度チェックをお願いします！
- ◆ 本日の研修内容の自社内での共有をお願いします！
- ◆ 「ビデオライブラリー」のDVDをご利用ください！

ご清聴有り難うございました。

ご不明な点等ありましたら、最寄りのハローワークまでお問い合わせください。